

宝塚市告示第126号

街区の設定について

宝塚市住居表示に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり安倉北5丁目の一部に街区を設定して告示の日から施行する。

令和6年(2024年)6月7日

宝塚市長 山崎 晴恵

安倉北5丁目

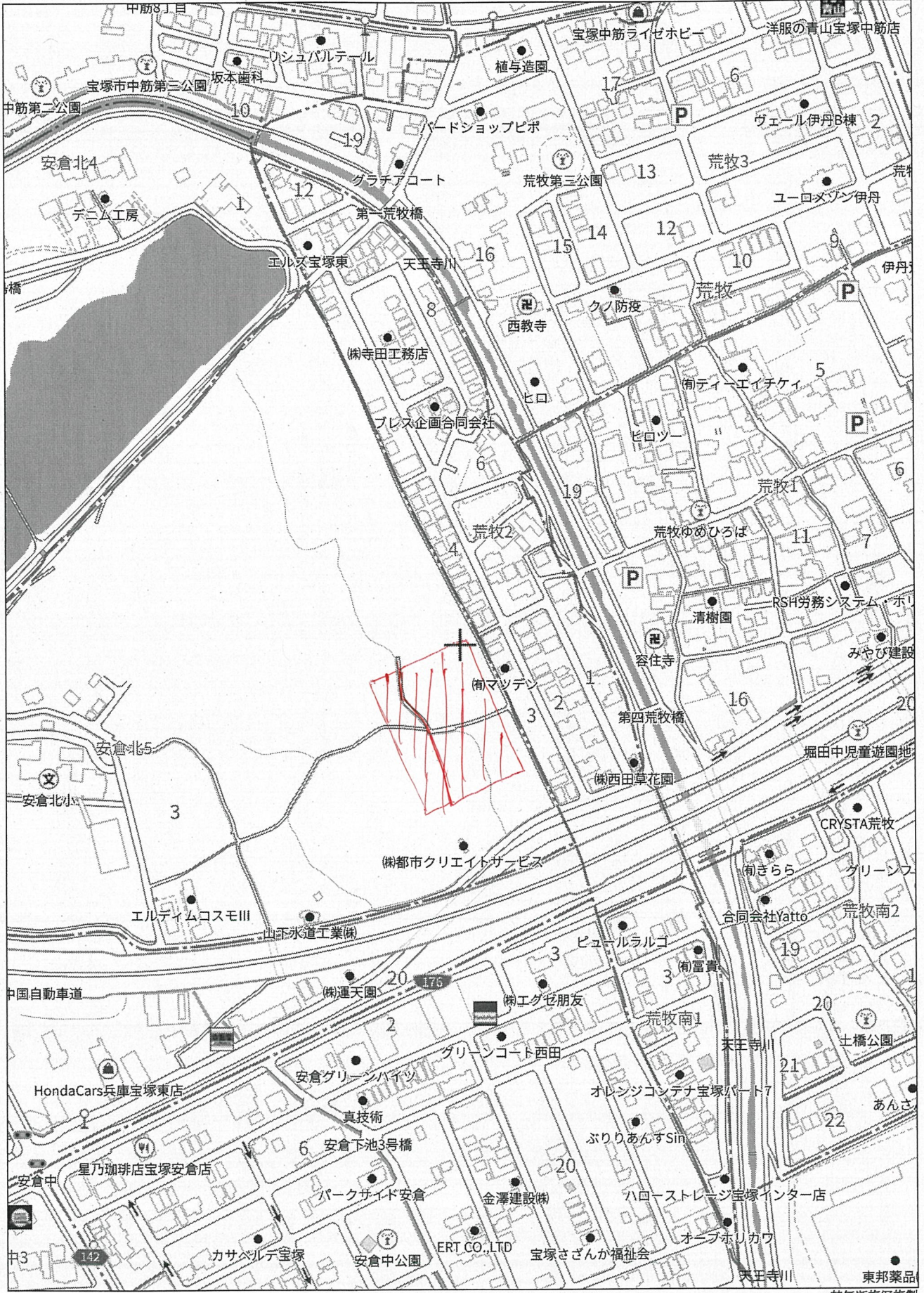
23番街区から26番街区を設定する

設定理由

街区が設定されていない安倉北5丁目の一部の区域において建物の建築にあたりこれを機に街区を設定しようとするものです。

宝塚市住居表示に関する条例(抜粋)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。





設定前

安倉北4丁目

安倉北5丁目

安倉中5丁目

安倉北2丁目

安倉中5丁目3



新規設定街区
安倉北五丁目
23~26街区

安倉北4丁目

安倉北5丁目

安倉中5丁目

安倉北2丁目

安倉北五丁目23街区
安倉北五丁目24街区
安倉北五丁目25街区
安倉北五丁目26街区

安倉北五丁目27街区

安倉北五丁目28街区

安倉北五丁目29街区

安倉北五丁目30街区

安倉北五丁目5街区

安倉北五丁目3街区

安倉北五丁目1街区

安倉北四丁目2街区

安倉北四丁目1街区

安倉北五丁目20街区

安倉中五丁目3街区

1-室番号

中筋9丁目

131

70

16

14

15

13

22

17

10

15

8